

## 第2子以降中学生の 学校給食費無償化について



市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、同一生計の子どもを2人以上扶養している保護者が一定要件を満たす場合に、小牧市立の中学校に通う子どもの第2子以降中学生の学校給食費を無償化（無料）とします。

本制度は、令和4年9月から対象者を第3子以降小中学生として開始しました。また、令和5年9月からは第2子中学生も対象者となりました。令和8年4月から国の施策により小学生の学校給食費が無償化となります。市では、第2子以降中学生について、継続して学校給食費を無償化（無料）とします。

**対象者は毎年申請が必要です。**

### 無償化の要件

※下記要件にすべて満たしている場合に、該当の保護者の方から申請により無償化の対象となります。

1. 同一生計で扶養している2番目以降の子どもが中学生であること。
2. 保護者及び対象となる子どもが小牧市に住所を有すること。
3. 対象となる子どもが市立中学校で給食の提供を受けていること。
4. 生活保護による給食費相当分の補助を受けていないこと。

### 無償化する決定について

市は、申請内容を審査し無償化の要件をすべて満たしている場合は、無償化とする決定をし、申請者に通知します。合わせて学校に連絡します。

無償化は、決定した翌月以降にお子さんが給食を喫食した分から適用します。

無償化は、給食費を保護者口座等から徴収しないことにより実施します。

## 無償化とならない場合について

申請内容が無償化の要件を満たさない場合は、無償化となりません。

その場合は無償化を却下する決定をし、申請者に通知します。合わせて学校に連絡します。

無償化とならない場合は、引き続き給食費を納付していただきます。

## 無償化を止める場合について

中学卒業や市外転出の場合は、無償化の対象から外れます。

無償化後に生活保護受給が開始された場合は、生活保護の教育扶助が優先されますので、無償化を止めることとなり、無償化を停止する決定をし、保護者に通知します。合わせて学校に連絡します。

無償化停止となった場合は、停止決定の翌日の給食の喫食分から給食費を納付していただきます。

## 無償化の対象となる例

事例	第1子	第2子	第3子	第4子	給食費無償化の対象となる子
例1	23歳無就労	高校生	市立中学生	市立中学生	第3子と第4子
例2	22歳大学生 (無就労)	高校生	市立中学生	市立中学生	第3子と第4子
例3	22歳就労者 (社会保険加入)	高校生	市立中学生	市立中学生	第3子と第4子
例4	高校生	市立中学生	市立中学生		第2子と第3子
例5	高校生	私立中学生	市立中学生		第3子

例 6	市立 中学生	市立 中学生	市立 中学生		第 2 子と第 3 子
例 7	22 歳大学生 (起業し独立生計)	無就労 無就学	市立 中学生	市立 中学生	第 3 子と第 4 子

ご不明な点があれば各学校給食センターにお問い合わせください。

連絡先：小牧市教育委員会事務局 学校給食課

東部学校給食センター ☎ 0568-79-4833

北部学校給食センター ☎ 0568-41-3251

南部学校給食センター ☎ 0568-42-0363